

新可燃ごみ処理施設建築工事説明会

日時：平成 29 年 8 月 27 日（日）

午前 10 時～11 時 30 分

場所：日野市石田 1-11-1

日野市東部会館 3 階ホール

次 第

1. 開会
2. 工事関係者の紹介
3. 工事施工計画について
 - 1) 工事概要について
 - 2) 工事工程について
 - 3) 工事車両について
 - 4) 工事中の安全対策、環境保全対策について
4. 質疑応答
5. 閉会

【お問い合わせ先】

（計画に関すること）

住 所：東京都日野市石田 1-210-2

名 称：浅川清流環境組合 事業課

電 話：042-589-0555

（工事に関すること）

住 所：東京都日野市高幡 1004-2 4 階

名 称：五洋建設株式会社東京建築支店 新可燃ごみ処理施設建設工事事務所

電 話：042-506-9331 FAX：042-506-9334

担当者：工事所長 佐藤照晃

工 事 概 要

【計画概要】

1. 施設名称 (仮称) 新可燃ごみ処理施設
2. 工事場所 東京都日野市石田一丁目210番地の2
3. 工事期間 平成32年3月31日まで
4. 発注者 浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦
5. 設計・施工 日立造船・五洋建設特定建設工事共同企業体
代表者 日立造船株式会社東京本社 環境営業統括部長 小木 均
6. 設計施工監理 株式会社エイト日本技術開発東京支社 支社長 稲垣 喜弘

【建築概要】

7. 建築面積 約 5,180 m²
8. 延床面積 約 14,920 m²
9. 用途 ごみ焼却施設
10. 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造
地上6階、地下2階建て
11. 基礎工法 杭基礎、直接基礎
12. 建物高さ 約 32m
13. 煙突高さ 約 85m

【施設概要】

14. ごみ処理能力 228 t/日 (114 t/日×2炉)
15. 排ガス濃度の自主規制値

排ガス濃度の自主規制値

項目	自主規制値	法令の規制値
ばいじん	0.005g/m ³ N 以下	0.04g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	10 ppm 以下	1,590 ppm 以下
窒素酸化物	20 ppm 以下	250ppm 以下
塩化水素	10 ppm 以下	430ppm 以下
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀	0.05mg/m ³ N 以下	

工 事 条 件

本工事の施工に当たりまして、ご近隣の皆様にはご迷惑をお掛けしないよう次の事項を厳守し、終始安全に配慮し施工します。

1. (作業時間及び休日について)

原則、作業時間は、午前8時から午後6時（前後30分程度の準備・後片付けは含まず）までとし日曜日、年末年始及び夏季休暇は休業とします。

ただし、内装工事及び騒音・振動の少ない工事につきましては、上記時間以外及び休日でも作業をさせていただくこともあります。

なお、次の理由により作業時間及び休日を変更する必要がある場合には、事前に近隣の皆様に看板等でお知らせの上、作業をさせていただきます。

- (1) 天変地異による対応及び工程管理上作業を要する場合。
- (2) 緊急時及び安全管理上又は保管上作業を要する場合。
- (3) 鉄骨等長尺資材及び重量物の現場搬入時間、方法について所轄警察署から指示・指導がある場合。
- (4) コンクリート打設準備又は作業において、道路渋滞・混雑など予期せぬ事情により、作業時間が遅れる場合。

2. (工事中の騒音・振動について)

騒音・振動規制法及び東京都環境確保条例、その他関係法令等を厳守し、仮囲い、防音シート等を用いて、工事中の騒音・振動を出来るだけ少なくするよう努めます。

3. (塵埃飛散防止対策)

工事期間中、塵埃発生の恐れのある場合には、加圧水による散水及び集塵機を使用し塵埃を抑制するとともに計画建物の周囲に養生シート等を設置し塵埃飛散防止に努めます。

4. (資材等の飛散と落下防止について)

工事中の計画敷地外周には仮囲い等を設け、建物外周には、必要に応じ飛散、飛来、落下による事故防止のための設備を設け、災害対策に万全を期します。

5. (工事期間中の交通安全対策について)

工事用車両の運行については、所轄警察署からの指示・指導に従い、工事現場出入口には誘導員等を配置し、必要に応じて増員を図り、一般車輛及び歩行者等の通行の安全を図ります。

6.（現場管理について）

現場周辺における安全対策、火災予防、作業員の風紀維持等現場管理を徹底します。

また、道路汚損防止等のため、計画敷地周辺の清掃を心掛けます。

作業予定は看板等にてお知らせいたします。工事の施工期間中は、工事専任者（責任者）を常駐させ工事全般管理及びご近隣の皆様等との窓口となり、その所在及び連絡先を明確にします。

7.（テレビ電波障害の発生について）

計画敷地において計画建物を想定した専門調査会社による事前影響調査を行います。

工事中及び施設しゅん工後にテレビの電波障害が発生した場合には、建築主並びに施工者の負担にて、その障害除去に必要な措置を講じます。

8.（その他）

上記以外の事項に関しましても、その都度誠意を持って協議の上、対策を講じ解決に努力します。

本工事計画につきましてのご意見・ご質問等がございましたら、お手数ではございますが、表紙の下段の【お問い合わせ先】までご連絡の程お願い申し上げます。